

先生各位

新規受託項目のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。
このたび、下記の検査項目を新たに受託開始いたしますので、ご利用戴きたくご案内いたします。
当所におきましては、皆様のご要望に幅広くお応えすべく研鑽を重ねてまいりますので、今後とも
引き続きお引き立てのほど、よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

記

● 受託開始日 2013年8月1日(木)受付分より

● 新規受託項目

| 検査項目 | 検体量 | 保存 | 所要・日数 | 実施料 | 検査方法 | 管理濃度 ※1 |
|-------------------------|-----------|----|-------|-----|-------------------------------|---------|
| 血清インジウム (項目コード:4569) | 血清 2mL | 冷蔵 | 8~15日 | 未収載 | 誘導結合高周波プラズマ質量分析装置 (ICP-MS) | 3 μg/L |

※1インジウム濃度が3 μg/L以上の場合であって医師が必要と認める時、就業制限(就業時間短縮、作業の転換、就業場所の変更、治療のための休業等)の措置がとられる。

<特定化学物質障害予防規則等の改正>

労働者の健康障害防止対策を強化することなどを目的として、『労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令』と『労働安全衛生規則等の一部を改正する省令』が公布され、インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物の3物質について、健康障害防止措置が義務付けられました。(平成25年1月1日から施行・適用)

<インジウム化合物>

インジウム・スズ酸化物(Indium Tin Oxide : 以下「ITO」)は、テレビ、パソコンに使用される液晶等の電極の原料等として使用されているが、液晶の製造工程等においてITOの粉じんを吸入した作業者が肺疾患を発症する可能性が指摘されているところである。

また、動物試験(ITO研削粉の吸入によるがん原性試験)の結果において、低濃度の吸入ばく露により発がんを含む肺疾患を起こすことが確認された。

健康診断の詳細は裏面をご参照ください(厚生労働省資料より)

健康診断

対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。
(平成25年1月1日から義務化)

- 対象物の製造・取扱い業務に常時従事する労働者に対して、雇入れまたは当該業務への配置替えの際およびその後6ヶ月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について健康診断を実施
- 当該業務に常時従事させたことがあり、現に雇用している労働者についても同じ
- 健康診断の結果(個人票)を30年間保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を所轄労働基準監督署に提出
- 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は医師による診察または処置を受けさせる

健 診 項 目

インジウム化合物

- 1 業務の経歴の調査
- 2 作業条件の簡易な調査
- 3 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の自他覚症状の既往歴の有無の検査
- 4 せき、たん、息切れ等の自他覚症状の有無
- 5 血清インジウムの量の測定
- 6 血清KL-6の量の測定
- 7 胸部のエックス線直接撮影または特殊なエックス線撮影による検査(雇入れまたは当該業務への配置替えの際に行うものに限る)

[二次健診項目]

- 1 作業条件の調査
- 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス撮影による検査(一次項目7のものを除く)、血清SP-Dの検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診または気管支鏡検査

コバルト及びその無機化合物

- 1 業務の経歴の調査
- 2 作業条件の簡易な調査
- 3 コバルトまたはその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の自他覚症状の既往歴の有無の検査
- 4 せき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の自他覚症状の有無

[二次健診項目]

- 1 作業条件の調査
- 2 尿中のコバルトの量の測定
- 3 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査または皮膚貼布試験

【健康診断実施上の留意点】

- ・「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、当該物質の粉じん等の発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものである。このうち、環境中の当該物質の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法がある。
- ・「インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の自他覚症状の既往歴の有無の検査」では、労働者の喫煙歴についても聴取すること。
- ・「特殊なエックス線撮影による検査」は、CT(コンピューター断層撮影)による検査等をいう。